公益財団法人京丹後市公園緑化事業団　定款

第１章　総則（第１条～第５条）
第２章　資産及び会計（第６条～第１１条）
第３章　評議員及び評議員会
　第１節　評議員（第１２条～第１５条）
　第２節　評議員会（第１６条～第２３条）
第４章　役員及び理事会
　第１節　役員（第２４条～第３１条）
　第２節　理事会（第３２条～第３７条）
第５章　定款の変更、合併及び解散（第３８条～第４２条）
第６章　公告その他（第４３条～第４６条）

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人京丹後市公園緑化事業団（以下「事業団」という。）と称する。

（事務所）

第２条　事業団は、主たる事務所を京都府京丹後市に置く。

２　事業団は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

３　事業団は、前項で置いた従たる事務所を、変更又は廃止する場合は、理事会の決議を経るものとする。

（目的）

第３条　事業団は、京丹後市における緑化推進及びスポーツ・レクリエーションの振興の事業を通して、地域住民の快適な生活環境づくり及び生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　事業団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）都市緑化基金の造成、管理及び運営

（２）都市緑化、緑地保全及び公園緑地に関する整備、普及啓発、利用促進及び調査研究

（３）都市公園及びこれらに類する施設の管理運営の受託

（４）スポーツ・レクリエーションに関する企画、指導及び事業の実施並びに京丹後市その他団体が実施する関係事業への協働、支援及び協力

（５）その他事業団の目的を達成するために必要な事業

（事業年度）

第５条　事業団の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第２章　資産及び会計

（資産の構成）

第６条　事業団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された財産

（２）寄附金品

（３）補助金

（４）財産から生ずる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の種別）

第７条　事業団の資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

（２）理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）

第８条　事業団の資産の管理及び運用は、適切かつ効率的に行うことを旨とし、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により管理方法を定め理事長が行う。

２　基本財産の全又は一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の４分の３以上の同意を得なければならない。

３　第４条第１号に規定する都市緑化基金は特定財産とし、その造成、管理及び運用に関する事項は、理事会で定める。

（事業計画及び収支予算）

第９条　理事長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業団の事業計画及び収支予算並びに資金調達及び施設投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）を作成し、理事会の承認を得なければならない。

２　前項の規定は、事業計画書等の変更をする場合に準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替える。

３　第１項（第２項で準用する場合を含む。）の規定により承認を受けた事業計画書等は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き一般の供覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第１０条　理事長は、事業団の事業報告及び決算について次に掲げる書類（以下、「事業計画書等」という。）を作成し、監事の監査に付さなければならない。

（１）事業報告書

（２）事業報告書の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）正味財産増減計算書

（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

（６）財産目録

２　理事長は、前項の規定により監査を受けた事業報告等は、理事会の承認を得なければならない。

３　理事長は、前項の規定により承認を得た事業報告等を第１８条第１項に定める定時評議員会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

４　前項の承認は、毎事業年度終了後３か月以内に得なければならない。

５　第３項の規定により報告し又は承認を得た書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間据え置き、一般の供覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）役員名簿

（３）評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第１１条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成１９年９月７日内閣府令第６８号）第４８条の規定により、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第５項第４号に掲げる貸借対照表に記載するものとする。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（評議員）

第１２条　事業団に、評議員６人以上１４人以内を置く。

２　評議員のうち、１人を評議員長とする。

（評議員の選任及び解任）

第１３条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

２　評議員は、次の各号の要件を満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからオまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が

評議員の総数の３分の１を超えないものであること

ア　理事

イ　使用人

ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者

エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア）国の機関

（イ）地方公共団体

（ウ）独立行政法人通則法（平成１１年７月１６日法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

（エ）国立大学法人法（平成１５年７月１６日法律第１１２号）第２条に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

（オ）地方独立行政法人法（平成１５年７月１６日法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（カ）特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成１１年７月１６日法律第９１号）第４条第１５号の適用を受ける者をいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）。

３　評議員は、事業団又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第１４条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終ものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠としてされた評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

２　評議員は、再任することができる。

３　評議員は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでの間、評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１５条　評議員は、無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

３　前項に関し必要なことは、別に定める評議員及び役員の報酬に関する規定による。

第２節　評議員会

（評議員会）

第１６条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第１７条　評議員は、次の事項について決議する。

（１）評議員の選任並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任

（２）役員の報酬等の額、並びに評議員及び役員の報酬等の支給基準

（３）事業報告並びに貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認

（４）定款の変更

（５）事業の全部又は一部の譲渡

（６）残余財産の帰属の決定

（７）基本財産の処分又は除外の承認

（８）合併契約の承認

（９）役員が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任

（１０）評議員による招集の請求により招集された評議員会における、事業団の業務及び財産の状況を調査する者の選任

（１１）一般法人法第１９８条で準用する同法第１１３条の規定する役員の責任の一部免除

（１２）公益目的事業財産の追加

（１３）その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

２　評議員会は、前項第９号及び第１０号に規定する事項を除き、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することができない。

（評議員会の種類及び開催）

第１８条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の二種とする。

２　定時評議員会は、年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。

３　臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集）

第１９条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し、理事長に評議員会の招集を請求することができる。

３　理事長は、評議員会の開催日の１週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的方法により、評議員に招集の通知を発しなければならない。

（１）会議の日時

（２）会議の場所

（３）会議の目的

４　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

（評議員会の議長）

第２０条　評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

（評議員会の決議）

第２１条　評議員会の決議は、法令に別に定める場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員（以下、「特別利害評議員」という。）を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別利害評議員を除く評議員の３分の２以上の多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）基本財産の処分又は除外の承認

（４）その他法令で定められた事項

（評議員会の決議の省略）

第２２条　理事長が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的方式により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する評議員会の決議とみなす。

（評議員会の議事録）

第２３条　評議員会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人及び評議員会の議長は、議事録に記名押印するものとする。

第４章　役員及び理事会

第１節　役員

（役員の設置）

第２４条　事業団に、次の役員を置く

（１）理事　５人以上１２人以内

（２）監事　２人以内

２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長及び１人を常務理事とする。

３　前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第１９７条で準用する同法第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２５条　役員は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

３　監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１人とその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに順ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

６　前２項の規定は、監事について準用する。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、事業団の業務の執行の決定に参画する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、事業団を代表し、その業務を総理する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

５　理事長、副理事長又は常務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産を調査することができる。

（役員の任期）

第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

３　前２項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

４　役員は再任することができる。

５　役員が、第２４条第１項各号に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２９条　評議員会は、役員が次のいずれかに該当するときは、決議によって役員を解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第３０条　役員には、評議員会で別に定める基準に従って、報酬を支給することができる。

２　前項に関し必要な事項は、別に定める評議員及び役員の報酬に関する規定による。

（損害賠償責任の免除）

第３１条　事業団は、一般法人法第１９８条で準用する同法第１１４条第１項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令

の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第２節　理事会

（理事会の設置）

第３２条　事業団に理事会を設置する。

２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第３３条　理事会は、次の職務を行う。

（１）事業団の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

２　理事会は、理事長が招集する。

３　第２６条第３項及び前項の規定にかかわらず、理事長及び副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、常務理事又は理事が理事会を招集する。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、理事会を招集した者がこれにあたる。

（理事会の決議）

第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（理事会の決議の省略）

第３６条　理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案について書面又は電磁的方式により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議とみなす。ただし、監事がその提案に異義を述べたときはこの限りでない。

（理事会の議事録）

第３７条　理事会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事長、副理事長及び監事は、議事録に記名押印するものとする。

第５章　定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第３８条　この定款は、評議員会において、特別利害評議員を除く評議員の３分の２以上の決議により変更することができる。

２　前項の規定は、第３条、第４条及び第１３条を変更する場合に適用する。ただし、４分の３以上の決議を要する。

３　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年６月２日法律第４９号。以下「公益法人認定法」という。）第１１条第１項各号に掲げる事項にかかわる定款の変更は、京都府知事の認定により効力を生ずる。

（合併等）

第３９条　事業団は、評議員会において、特別利害評議員を除く評議員の４分の３以上の決議により、他の一般法人法による法人との合併、事業の全部並びに一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることできる。

（解散）

第４０条　事業団は、次の事由により解散する。

（１）基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

（２）その他法令で定める事由

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４１条　事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から１か月以内に、公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４２条　事業団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与する。

第６章　公告その他

（公告）

第４３条　事業団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（定款の公開）

第４４条　本定款は、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事務局）

第４５条　事業団に、事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び職員を置く。

３　事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会で別に定める。

（委任）

第４６条　この定款に定めるものほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、理事長が定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　公益財団法人京丹後市公園緑化事業団の最初の理事長は中西定征とし、副理事長は川戸孝和とする。

附　則

この定款は、平成３０年６月２２日から施行する。